



令和7年度 学校いじめ防止基本方針

鹿島ふれあい学園
東江市立鹿島東小学校



I 学校いじめ防止基本方針に関して

1 本校の実態と課題

のどかな田園風景に囲まれ自然環境に恵まれた地域に育ち、のびのびと育っている児童は、素直で温厚な性格をもっている。反面、競争力にはやや欠ける面がある。また人間関係が固定化してしまい、認め合う関係づくりができてにくい傾向が見られる。

いじめは「いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」とされている。本校では、日頃の観察や、アンケート結果等各種の調査などからいじめの未然防止に努めているが、小さなトラブルが表出することがある。

このような実態や課題がある中で、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との基本認識に立ち、本「学校いじめ防止基本方針」を策定し、地域と保護者の協力を得ながら教職員と児童が力を結集し「いじめのない学校、誰もが安心できる学校」を目指し、学校経営を進めていく。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校内外に問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や放課後児童クラブや社会体育活動等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など該当児童生徒との何らかの人間関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※ この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、重大な人権侵害であり、許されない行為である。
- (2) いじめは、どこでも、どの児童にも起こりうる。
- (3) いじめられている児童の立場に立って、対応する。
- (4) いじめの予防と解決には、全教職員の強い思いと全校児童の力、保護者の思いが必要である。

4 いじめ防止に向けた基本方針

いじめの防止等の対策については、「いじめの未然防止」「早期発見・対応」「いじめへの対処」「学校・家庭・地域の連携」「関係機関との連携」の視点で、学校運営協議会との連携をはじめとする学校と地域や家庭、その他関係機関との連携を密にして対応することによって組織的かつ計画的ないじめ防止対策を進めていく。また、道徳教育をはじめとする教育活動全般において児童の豊かな情操を培い、人を大切にする心を育成する。

5 校内組織

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見等に関する措置を実効的に行うため、その組織的な対応を担うための中核となる常設の組織を「いじめ対策委員会」として設置する。適宜、いじめへの対応等に際し、外部専門家の助言や支援等を得て、対応にあたることとする。また、機動力のある体制づくりのために、いじめ対策委員会の中にコアチームを置く。

Ⅱ いじめ防止等のための取組および対応

1 いじめの未然防止に向けた取組（図1参照）

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍することができる学校づくりにある。集団としての良さを生かしながら、きちんと授業に取り組み、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもつことができれば、いたずらにいじめの加害に向かうことはなくなると考える。

インターネットを通じて行われるいじめ防止については、鹿島ふれあい学園で共通して取り組むメディア教育の推進と、メディアに関する最新情報や危険性、トラブル対策等について児童や保護者に対しての啓発や研修に取り組む。また情報モラルについては、発達段階に応じた重点的な指導を行う。

2 いじめの早期発見に向けた取組（図1参照）

いじめは大人の目につきにくい場所や時間、遊びや悪ふざけを装うなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切になる。

本校ではこの視点から、教師一人一人が日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的にこどもに係る情報交換を行い、情報の共有化を推進し、こどもの状態の把握に努める。インターネット等を介したいじめについても教育相談アンケートを活用し、早期発見に努める。

3 いじめに対する措置（図2参照）

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に対応することが大切になる。その際、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、指導する際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くことなく、社会性の向上や児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味(法第28条第1項)

○いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が発生した疑いがあると認めるとき

- ・児童が自死を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

○いじめにより、児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安に関わらず、適切に判断する。

○児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態の報告と調査

上記にあげるような重大事態と思われる事案が発生した場合は、速やかに松江市教育委員会に報告する。重大事態と認められるいじめ事案についての調査は、①学校が主体となるか、②教育委員会等が主体となるかの判断を教育委員会に仰ぐ。

① 学校が主体となって行う場合

- ・自校の「学校いじめ対策組織（法第22条）」を活用する。
- ・法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。
- ・学校や教育委員会事務局の職員を中心とした組織に第三者を加える体制にする場合や第三者のみで構成する調査組織とする等適切な構成についても判断する。

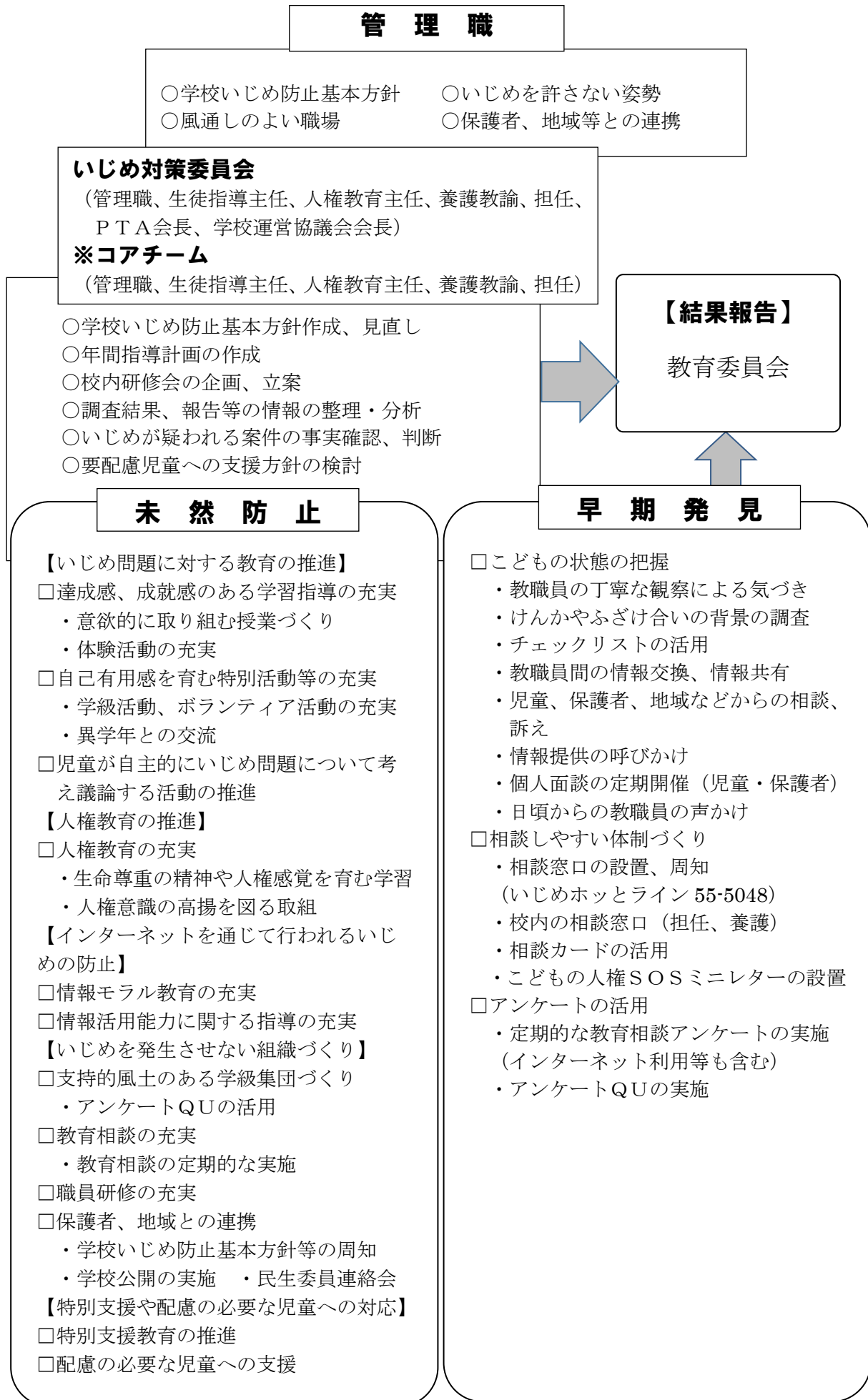
② 教育委員会が調査する場合

- ・法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関『専門家会議』を招集し行うのかを判断し、速やかに調査にあたる。

(松江市いじめ防止基本方針第4章4 重大事態対応のフロー図参照)

調査にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(図1) いじめの未然防止、早期発見に向けた取組



(図2) いじめに対する措置

